

# 生活について

## 1. 心得

- (1) 敬愛の情を持って明るくあいさつを交わすよう心がける。
- (2) 他人に迷惑をかけず、責任と節度ある行動を常に心がける。
- (3) 常に礼儀正しく、言葉遣いなど、友愛の心を持って接するよう心がける。
- (4) 環境美化を心がけ、落ち着いた雰囲気の中で生活できるようにする。

## 2. 学習

- (1) 学習は、生徒の本分であり学校生活を過ごす基本として、積極的に授業に取り組む。
- (2) 予習、復習など家庭学習を含め、継続的な学習計画を立てる。
- (3) 授業時間に遅刻した場合は、その理由を報告してから着席する。
- (4) 授業時間中に病気その他の理由により、退室の必要性があるときは、担当職員の許可を得てから行動する。

## 3. 出欠席

- (1) 時間を守ることは基本的な生活習慣であり、遅刻を絶対しないよう努力する。
- (2) 事前に分かっている遅刻・早退・欠席・欠課は事前に（やむを得ないときは、出校後直ちに）学級担任及び教科担任に届け出る。また、当日急に欠席・遅刻する場合は保護者が8時25分までに連絡をする。
- (3) 遅刻した者は、登校したら職員室の学級担任等に報告する。
- (4) 早退する者は、学級担任等の許可を得て下校する。

## 4. 登下校

- (1) 朝は、SHRに間に合うよう余裕を持って登校するよう心がける。
- (2) 一般下校は16時55分とする。ただし、部活動等の理由で校舎内に残る場合は顧問または関係職員付き添いのもとで行い、終了時刻は18時45分を限度とし、19時00分までに校舎外に出る。校舎外の部活動を含め、19時20分には完全下校とする。
- (3) 土曜・日曜・祝日・その他の休業日に登校し、部活動等を行う場合は、顧問または関係職員付き添いのもとで行う。
- (4) 通学手段は公共交通機関及び自転車・徒歩とし、乗用車やオートバイ等での通学は禁止する。ただし、身体上の理由等により保護者の運転する車に同乗して通学する場合は学級担任に届け出る。
- (5) 自転車通学を希望する場合は、自転車保険に加入した後、自転車通学届を提出する。

## 5. 所持品

- (1) 携帯電話・スマートフォン等の授業中の使用については、担当教員の指示があった場合のみ、許可する。
- (2) 教科書・ノートその他の所持品には、必ず学年・組・氏名を明記しておく。
- (3) 生徒間において金銭及び貴重品の貸し借りは禁止する。
- (4) 盗難防止のために、私物は各自で管理し、教室のロッカーとげた箱は施錠する。盗難・紛失及び遺失物拾得の際は、すみやかに担当職員に届け出る。
- (5) 学校に高額の金銭及び貴重品を持ってこない。

## 6. 校内生活一般

- (1) 公共物は大切に取扱い、破損しないように注意し、落書きなど絶対しない。
- (2) 教室及び廊下・トイレ等は清潔に保ち、気持ちよく生活できるように心がける。
- (3) 学校の施設・備品等を使用する場合は、担当職員の許可を得て、ていねいに使用する。使用後は清掃及び原状復帰をする。休日使用の際は特に注意する。
- (4) 必要により学校外に出る場合は、外出届を学級担任等に提出し許可を得る。
- (5) SNS等の利用について、次のような行動は禁止する。
  - ①個人や集団に対する誹謗中傷（悪口）の書き込み
  - ②個人や集団の写真または動画の投稿
  - ③個人や集団が特定できる情報の発信
  - ④個人情報を広げる書き込み、いわゆる拡散
  - ⑤SNS上のアカウントのなりすまし、アカウントの乗っ取り
  - ⑥インターネット上の問題行動への加担または指示
  - ⑦人権思想・信条等の差別、あるいは差別を助長させる情報の発信
  - ⑧公共ルールやマナーに反する行為をアピールする情報の発信
  - ⑨その他インターネットのルールに反する問題行動

## 7. 服装等について

- (1) 本校指定の制服(図参照)を着用し、身だしなみは華美にならぬよう、また常に清潔であるよう心がける。
- (2) 校章は定められた位置につける。
- (3) 頭髪について、染髪等の加工は禁止とする。
- (4) 制服の上着の下に着用するものは、原則として無地のベスト、セーター、カーディガンとし、フード付きのもの（パーカー等）は禁止とする。
- (5) 夏期（原則として6月1日～9月30日）は、詰襟タイプは白のワイシャツまたはポロシャツ、ブレザータイプは白のワイシャツ・ブラウスまたはポロシャツとする。なお、5月は冬服から夏服へ、10月は夏服から冬服への移行期間とする。この移行期間・夏服の期間は上着を着ずに、ベスト、セーター、カーディガンを着用して登校することを可とする。
- (6) 特別な事情で異装着用の際はあらかじめ、異装届を学級担任に提出し許可を得る。

(7) その他

- ①原則として休日の部活動や校外での学校行事に参加する際にも、制服を着用する。
- ②上履き、下履き、体育館シューズの区別を明確にする。
- ③体育授業時には本校指定の体育着を着用する。
- ④上履き及び体育館シューズは指定のものとする。

(8) 制服

①詰襟タイプ

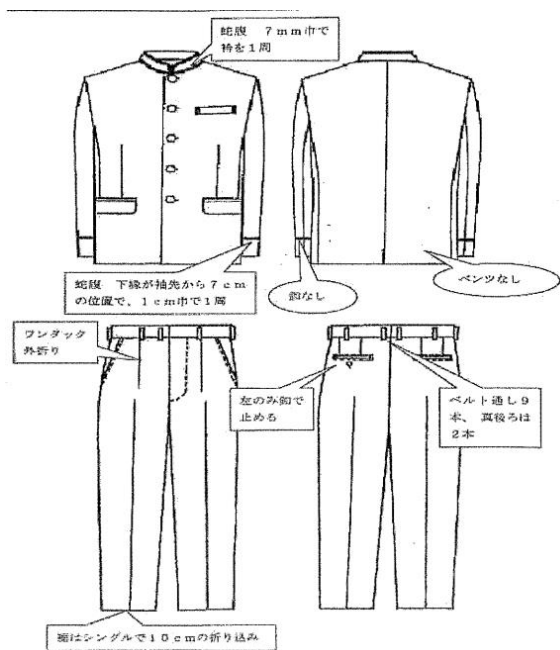
- 上 着 指定された販売店より購入したもの  
詰め襟型 シングル前指定の5つボタン、カラーインカラー仕様
- スラックス 指定された販売店より購入したもの  
標準型、ワンタック、シングル裾、斜めポケット
- シ ャ ツ 白色無地のワイシャツまたは白色・黒色・紺色無地単色のポロシャツ  
上記以外の色または柄・縞のあるものは許可しない

②ブレザータイプ

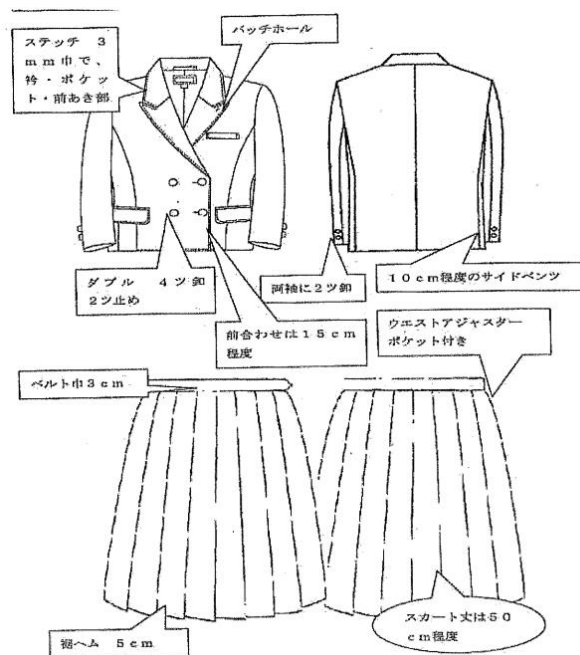
- 上 着 指定された販売店より購入したもの  
ダブルブレザー指定の4ボタン 2つ掛け、折衿式ピークドラベル
- スカート 指定された販売店より購入したもの  
16本車ヒダ腰止めスカート、スカート丈はひざ頭程度とする。
- スラックス 指定された販売店より購入したもの
- シ ャ ツ 白色無地のワイシャツ・ブラウスまたは白色・黒色・紺色無地単色のポロシャツ  
上記以外の色または柄・縞のあるものは許可しない

## 横浜南陵高等学校制服

【詰襟】



【ブレザー】



## 8. 各種届出

- (1) 欠席届、早退届、欠課届、忌引届、見学届、異装届、及び外出届等については、事前に学級担任に届け出る。
- (2) 自転車通学届…自転車通学を希望する場合に、学級担任に届け出る。
- (3) 拾得物届…落とし物を拾ったときに担当職員に届け出る。
- (4) 盗難・遺失物届…私物等を無くした、あるいは盗まれた場合に担当職員に届け出る。
- (5) 免許取得届…バイクや車の免許を取得した場合に、学級担任に届け出る。
- (6) アルバイト届…アルバイトを始める場合に、学級担任に届け出る。
- (7) 旅行届…学割を利用し旅行する場合（保護者同伴が原則）に、生徒旅客運賃割引証交付願（事務室）とともに、学級担任に届け出る。
- (8) 破損届…学校の物品や備品等を破損した場合に、学級担任又は担当職員に届け出る。

※その他、「転・退学願」「休学願」「在学・成績・卒業（見込）証明書等交付願」及び「生徒身上事項異動届（住所変更や通学路変更等の際提出）」については、学級担任に相談をしてください。